

岸和田市農業委員会
第23回（令和7年5月）総会議事録

1 日 時 令和7年5月13日（火） 午後1時30分～午後2時00分

2 場 所 桜台市民センター 3階 講座室4

3 議案（その1）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

4 議案（その2）

報告第1号 専決処分の報告について

（専決処分第1号）農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

（専決処分第2号）農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

5 議案（その3）

議案第3号 「岸和田市農業委員会報発行規程」の改正について

6 出席委員 13名（定数14名）

委 員	1 番	谷口 敏信	委 員	2 番	藤原 一郎
//	3 番	楠本 忠雄	//	4 番	米本 巧
//	5 番	大嶋 浩一	//	6 番	原 世志之
//	7 番	南 加代子	//	8 番	塚本 敏雄
//	9 番	久禮 広一郎	//	10 番	谷藤 栄一
//	11 番	坂田 正行	//	12 番	今本 一成
//	13 番	西村 孝昭	//	14 番	東 昭夫

出席推進委員 12名（定数12名）

推進委員	1 番	小山 藤夫	推進委員	2 番	松林 茂
//	3 番	永野 六博	//	4 番	黒川 晴之

//	5 番	藪 清仁	//	6 番	川阪 清秋
//	7 番	深井 正清	//	8 番	植田 善三
//	9 番	植田 功	//	10 番	上野 仁
//	11 番	田中 唯夫	//	12 番	田川 隆司

7 欠席委員

米本 巧委員

8 出席事務局職員

寺本事務局長、高橋次長、和田参事

谷口会長(以下「議長」という)、定刻に着席。

議長 それでは第 23 回総会を始めさせていただきます前に、本日の委員出席状況を事務局から報告します。

事務局 本日の委員出席状況をご報告いたします。

農業委員 14 名の内 13 名、推進委員 12 名の内 12 名の出席で、現に在任する委員の過半数の出席が認められます。

したがいまして、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本会議は成立しております。 以上でございます。

議長 次に、本日の議事録署名者を私からご指名申しあげます。

13 番 西村委員、14 番 東委員 をお願い申し上げます。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請承認について」を上程し、議題と致します。議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 上程されました議案第 1 号につきましてご説明いたします。

議案書（その 1）1 ページをお願いいたします。 本件は、1 ページ・2 ページの一覧表のとおり農地法第 3 条の規定による農地の所有権移転が 4 件でございます。

事前に行われた各地区協議会の会議において、現地調査及び申請内容を慎重に審議した結果、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況から、耕作に供すべき農地を効率的にすべて利用できるものと見込まれます。また年間の農業従事日数から、必要な農作業に常時従事でき、更に信託による権利取得ではなく、また転貸にもあたらず、周辺の農地の効率的な利用を妨げるものでもありません。したがいまして、許可要件の全てを満たしているものと報告を受けております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。

只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第 1 号 1 番の農地について、中央・土生郷地区協議会から審議の結果を報告願います。

中央・土生郷地区協議会 それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第 1 号 1 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

会長 本件に関しまして、さる 5 月 9 日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第１号２番の農地について、有真香地区協議会から審議の結果を報告、願います。

有真香地区協議会 それでは、有真香地区協議会における議案第１号２番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

会長 本件に関しまして、さる５月８日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。以上でございます。

議長 続いて、議案第１号３番の農地について、山直上地区協議会から審議の結果を報告、願います。

山直上地区協議会 それでは、山直上地区協議会における議案第１号３番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

会長 本件に関しまして、さる５月７日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。以上でございます。

議長 続いて、議案第１号４番の農地について、南掃守地区協議会から審議の結果を報告、願います。

南掃守地区協議会 それでは、南掃守地区協議会における議案第１号４番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

会長 本件に関しまして、さる５月９日、いずみの農協南掃守支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第１号について原案のとおり許可することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第１号は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第２号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を上程し、議題といたします。議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 議案第２号についてご説明致します。
 議案書（その１）３ページをお願い致します。
 本件は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明が、３ページ・４ページの一覧表のとおり 8 件でございます。

事前に行われた各地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審議した結果、要件を満たしているものと認められ、所定の添付書類についても具備していると報告を受けております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第 2 号 1 番から 3 番の農地について、中央・土生郷地区協議会から審議の結果を報告、願います。

中央・土生郷地区協議会 会長 それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第 2 号 1 番から 3 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。
 本件に関しまして、さる 5 月 9 日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。
 以上でございます。

議長 続いて、議案第 2 号 4 番・5 番の内八木地区の農地及び 6 番の農地について、八木・城北・春木地区協議会から審議の結果を報告、願います。

八木・城北・春木地区協議会 会長 それでは、八木・城北・春木地区協議会における議案第 2 号 4 番・5 番の内八木地区の農地及び 6 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。
 本件に関しまして、さる 5 月 1 日、いずみの農協城北支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。
 以上でございます。

議長 続いて、議案第 2 号 5 番の内山直下地区の農地について、山直下地区協議会から審議の結果を報告、願います。

山直下地区協議会 会長 それでは、山直下地区協議会における議案第 2 号 5 番の内山直下地区の農地に対する審議の結果を報告いたします。
 本件に関しまして、さる 5 月 2 日、いずみの農協山直下支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。
 以上でございます。

議長 続いて、議案第 2 号 7 番・8 番の農地について、南掃守地区協議会から審議の結果を報告、願います。

南掃守地区協議会 会長 それでは、南掃守地区協議会における議案第2号7番・8番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる5月9日、いずみの農協南掃守支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第2号は原案のとおり証明することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり証明することに決しました。

次に、議案書（その2）専決処分の報告に移ります。

報告第1号「専決処分の報告」を一括して報告致します。

報告の内容は、事務局から説明致します。

事務局 議案書（その2）報告第1号についてご説明致します。

議案書（その2）1ページをお願い致します。

本件は、岸和田市農業委員会に関する規程第19条により、専決処分を行なった内容で、令和7年3月21日から令和7年4月20日までの受理分についての報告となります。

2ページをお願い致します。専決処分第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について」は、市街化区域内における、所有者自ら農地を農地以外の用途に転用する届出がなされたもので、3ページの一覧表のとおり、令和7年3月21日から3月31日までに届出がなされ、4月7日に専決処分を行なった内容が2件、次に4ページの一覧表のとおり、令和7年4月1日から4月20日までに届出がなされ、4月25日に専決処分を行なった内容が1件でございます。

事務局 5 ページをお願いします。専決処分第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について」は、市街化区域内における農地転用の届出がなされたもので、6 ページの一覧表のとおり、令和 7 年 4 月 1 日から 4 月 10 日までに届出がなされ、4 月 15 日に専決処分を行なった所有権移転が 1 件でございます。

以上、専決処分報告第 1 号・第 2 号について、いずれも法定記載事項及び所定の添付書類等について、内容を慎重に審議した結果、適法でありました。よって会長が専決処分したものであります。

以上でございます。

議長 報告の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案書（その 2）専決処分の報告を終わります。

次に、議案書（その 3）に移ります。

議案第 3 号 「岸和田市農業委員会報発行規程」の改正について
を上程します。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました、議案第 3 号「岸和田市農業委員会報発行規程」の改正についてご説明いたします。

今回の改正は、「きしわだし農業委員会だより」の発行回数を年 2 回から年 1 回の変更に対する規程の変更でございます。

本件に関しまして、令和 7 年 3 月 7 日の運営委員会において説明し了承を受けております。

以上でございます。

議長 事務局からの説明が終わりました。この議案に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 異議なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第 3 号は原案のとおり決定するものと決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号は原案のとおり決定するものとして決しました。

議長 以上で、予定しておりました議題は、全て終了しました。慎重審議を賜り、誠に有難うございました。委員の皆様から何かございませんか。

委員 なし

議長 特段ないようですので、これで第 23 回総会の議事を終了いたします。

令和 7 年 5 月 13 日

議 長 谷 口 敏 信

委 員 西 村 孝 昭

委 員 東 昭 夫